

2025年12月

ご加入事業所さま

公益財団法人 東法連特定退職金共済会

番号提供書 ご提出について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

平素は、当共済会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度税制改正により「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出範囲が見直され、令和8年1月1日以後に支払う退職手当等に関して、全ての居住者について所轄税務署長および市区町村長への提出が必要となりました。

	提出対象者	提出期限
現行	法人の役員である 居住者	退職後1ヶ月以内
改正後	全ての居住者	退職後1ヶ月以内 (変更なし)

これにともない、令和8年1月1日以降に当会よりお支払いする退職一時金については、お支払い後に退職者さまの個人番号を事業所さまよりご提出いただきます。

＜ご提出方法＞

ご送金完了時に事業所さま宛てに「ご送金のお知らせ」と併せて「番号提供書」と返信用封筒をご送付いたします。退職者さまの個人番号をご確認のうえご記載いただき、返信用封筒にて当会へご返送ください。

また、現在お支払額100万円超の解約・死亡退職の場合、委託保険会社の大同生命保険株式会社より一時金請求書と併せてお渡ししている番号提供書にて当会へ個人番号をご提供いただいておりますが、令和8年1月以降は退職一時金と同様に「ご送金のお知らせ」に「番号提供書」と返信用封筒を同封いたします。対象者さまの個人番号をご確認の上ご記載いただき、返信用封筒にて当会へご返送ください。

お手数をお掛けすることとなり恐縮ではございますが、引き続き特定退職金共済制度に変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

見本

ご記入日
(西暦)

二〇〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人 東法連特定退職金共済会 宛

番号提供書

私は、個人番号の利用目的（特定退職金共済制度の加入事業所を退職または解約することに伴い、貴団体が源泉徴収票・特別徴収票または支払調書の作成事務に利用すること）に同意のうえ、下記のとおり個人番号を提供いたします。

1. 被共済者番号

2. 個人番号

3. 共済契約者名 (事業所名)

共済契約者名 (事業所名)	
------------------	--

以上